



許可番号 第 07011001868 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来3067番地の17

名 称 株式会社姫路環境開発

代表取締役 梅崎 晃平

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

姫路市長 清 元 秀 泰



許可の年月日 令和 7年 1月 7日

許可の有効年月日 令和14年 1月 6日

1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含む。）

取扱産業廃棄物の種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- 1 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）
 - 2 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。）
 - 3 廃油 4 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）
 - 5 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）
 - 6 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 7 紙くず 8 木くず
 - 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 ゴムくず 12 金属くず
 - 13 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
 - 14 鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む。） 15 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
 - 16 動物のふん尿 17 動物の死体 18 ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）
- 以上18種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限裏面のとおり

3. 許可条件

積替え・保管行為は積替え・保管施設の建物内で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年 3月 5日 新規許可
平成 6年 2月24日 変更許可（積替え・保管行為の追加）
平成30年 1月 7日 更新許可
平成31年 3月18日 変更許可
令和 7年 1月 7日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(1) ①積替え・保管施設の所在地

姫路市飾磨区中島字宝来3059番6

②積替え・保管を行う産業廃棄物の種類

取扱産業廃棄物の種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- 1 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含むものに限る。）
- 2 汚泥（無機汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を含むものに限る。）
- 3 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）
- 4 銧さい（水銀含有ばいじん等を含むものに限る。）
- 5 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
- 6 ばいじん（水銀含有ばいじん等を含むものに限る。）

以上6種類

③積替え・保管面積 66.85㎡ 保管上限 14.2㎡

(2) ①積替え・保管施設の所在地

姫路市飾磨区中島字宝来3067番17

②積替え・保管を行う産業廃棄物の種類

取扱産業廃棄物の種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- 1 汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を含む。）
- 2 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 3 金属くず
- 4 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上5種類

③積替え・保管面積 24.5㎡ 保管上限 26.2㎡

(3) ①積替え・保管施設の所在地

姫路市大津区勘兵衛町二丁目89番2

②積替え・保管を行う産業廃棄物の種類

取扱産業廃棄物の種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

- 1 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
- 2 紙くず
- 3 木くず
- 4 金属くず
- 5 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上5種類

③積替え・保管面積 162.75㎡ 保管上限 271.11㎡